

# 一管区水路通報第40号

令和3年10月15日

第一管区海上保安本部



令和3年、我が国が近代の技術をもって、海洋調査から海図作製までを一貫して行う本格的な水路業務を開始してから150周年を迎えました。

第585項	北海道南岸及び西岸	恵山岬南東方及び白神岬西方	・救難訓練
第586項	北海道南岸	白老港南西方	・離岸堤築造工事
第587項	北海道南岸	苫小牧港	・防波堤改良工事(区域変更)
第588項	北海道南岸	苫小牧港及び付近	・海洋調査
第589項	北海道南岸	襟裳岬西方	・海洋調査
第590項	北海道南岸	釧路港	・土砂投入作業等(期間等変更)
第591項	北海道南岸	厚岸港	・海洋調査(期間変更)
第592項	北海道東岸	知床岬付近	・射撃訓練
第593項	北海道北岸	網走港北東方	・射撃訓練
第594項	北海道北岸	紋別港北東方	・海上訓練
第595項	北海道北岸	紋別港北東方	・射撃訓練
第596項	北海道西岸	留萌港	・灯台復旧等
第597項	北海道西岸	石狩湾港	・岸壁築造工事
第598項	北海道西岸	岩内港	・水路測量

※水路通報の内容については、インターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

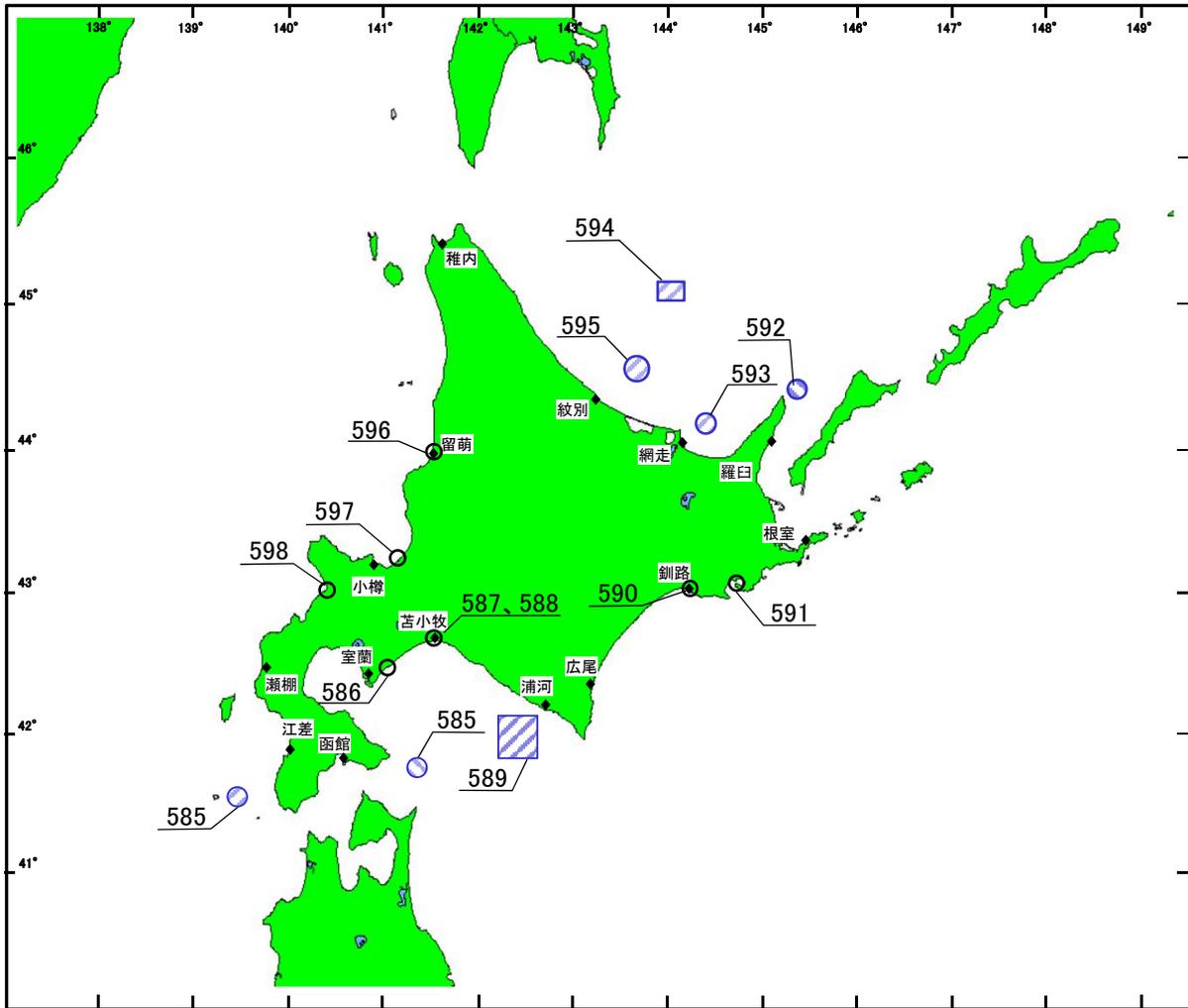
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html>

# 索引図



## 事項別索引

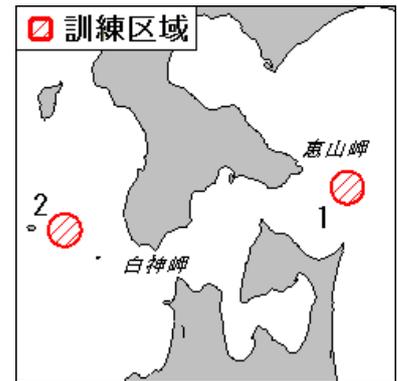
訓練・試験関係	-----	585、592～595
航路標識関係	-----	596
港湾施設関係	-----	587、590、597
海底施設関係	-----	586
海洋調査関係	-----	588、589、591、598

3年585項 北海道南岸及び西岸 — 恵山岬南東方及び白神岬西方 救難訓練

下記区域で、航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和3年11月1日～30日 0830～1715  
 区 域 1 41-43.0N 141-29.4E  
 を中心とする半径5海里の円内  
 2 41-30.0N 139-35.0E  
 を中心とする半径5海里の円内

備 考 発炎筒及びマリナーマーカーを投下  
 海 図 W10-JP10  
 出 所 函館航空基地



3年586項 北海道南岸 — 白老港南西方 離岸堤築造工事

下記区域で、起重機船及び潜水士による離岸堤築造工事が実施される。

期 間 令和3年10月16日～令和4年3月20日 日出～日没  
 区 域 42-27.5N 141-12.8E 付近

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚  
 海 図 W1034-JP1034  
 出 所 室蘭海上保安部



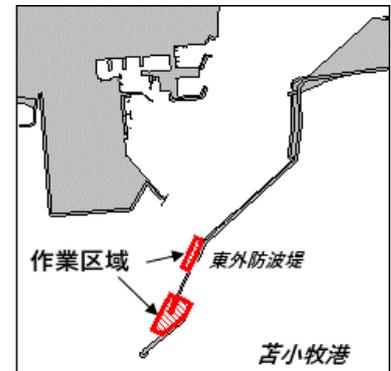
3年587項 北海道南岸 — 苫小牧港、第3区 防波堤改良工事 (区域変更)

一管区水路通報3年25号338項削除

下図に示す区域で、起重機船による防波堤改良工事が実施されている。

期 間 令和3年7月1日から令和4年2月17日 日出～日没  
 備 考 起重機船等のアンカー位置は標識で明示  
 警戒船配備

海 図 W1033A-JP1033A  
 出 所 苫小牧港長



3年588項 北海道南岸 — 苫小牧港及び付近 海洋調査

下記区域で、作業船による海洋調査、採水、採泥作業及び潜水士による係留系の設置が実施される。

期 間 令和3年11月13日～令和4年1月8日(予備日を含む) 日出～日没

区 域 1 海洋調査

下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-37-36N 141-42-43E
- (2) 42-35-11N 141-45-20E
- (3) 42-31-01N 141-43-52E
- (4) 42-32-25N 141-36-53E
- (5) 42-36-15N 141-37-02E
- (6) 42-37-38N 141-37-58E

2 係留系設置

- (7) 42-35-48N 141-41-51E 付近

備 考 停船して観測機器を垂下する

観測機器をえい航する

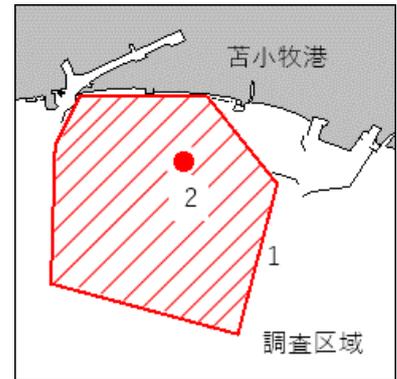
(7)付近では設置・点検及び撤去作業時に潜水作業を行う

潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

(7)の位置は黄色灯(4秒1せん)及びレーダー反射器付浮標で標示

海 図 W1036-JP1036-W1034-JP1034

出 所 苫小牧港長



3年589項 北海道南岸 — 襟裳岬西方 海洋調査

下記区域で、練習船「おしよろ丸(1598t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和3年11月5日～8日

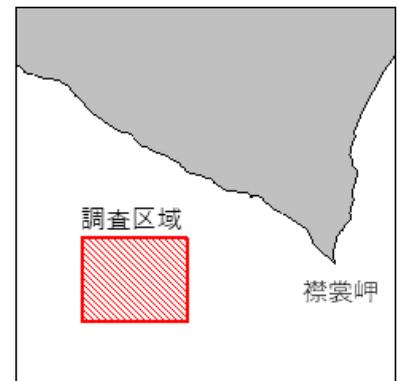
区 域 下記4地点で結ばれる線により囲まれる区域

- (1) 42-00N 142-40E
- (2) 41-45N 142-40E
- (3) 41-45N 142-15E
- (4) 42-00N 142-15E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W1030-JP1030

出 所 北見工業大学



3年590項 北海道南岸 — 釧路港、外港 土砂投入作業等(期間等変更)

一管区水路通報3年14号155項削除

下記区域で、起重機船及び潜水士によるブロック、土砂及び捨石投入作業が実施されている。

期 間 令和3年4月2日～令和4年2月25日 0600～1800

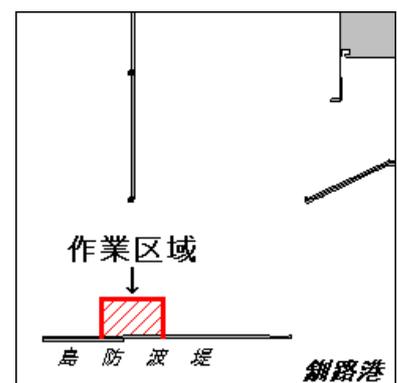
区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 42-58-48N 144-17-41E (岸線上)
- (2) 42-58-57N 144-17-41E
- (3) 42-58-57N 144-17-59E
- (4) 42-58-48N 144-17-59E (岸線上)

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W31-JP31

出 所 釧路港長



3年591項 北海道南岸 — 厚岸港 海洋調査（期間変更）

一管区水路通報3年23号306項削除

下記位置で、作業船及び潜水士による海洋調査及び観測機器設置作業が実施されている。

期 間 令和3年6月20日～11月20日のうち65日間 日出～日没

位 置 下記3地点付近

(1) 43-02-56.8N 144-46-46.0E

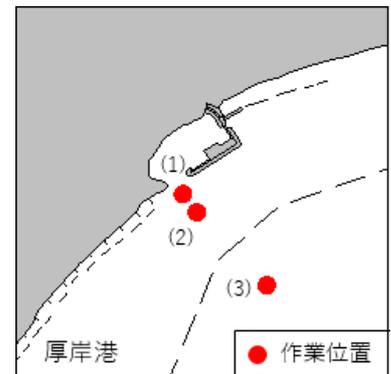
(2) 43-02-53.0N 144-46-49.9E

(3) 43-02-37.7N 144-47-09.7E

備 考 停船して観測機器を垂下する  
潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚  
上記位置付近の海底上最大約1mに観測機器が設置され  
灯付浮標(黄色 4秒1せん)で標示

海 図 W36

出 所 釧路海上保安部



3年592項 北海道東岸 — 知床岬付近 射撃訓練

下記区域で、巡視船艇による射撃訓練が実施される。

期 日 令和3年10月20日(予備日 21日) 0900～1700

区 域 44-25.3N 145-32.5E

を中心とする半径5海里の円内海域

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

海 図 W42

出 所 根室海上保安部



3年593項 北海道北岸 — 網走港北東方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 間 令和3年10月25日(予備日 26日、27日) 0900～1700

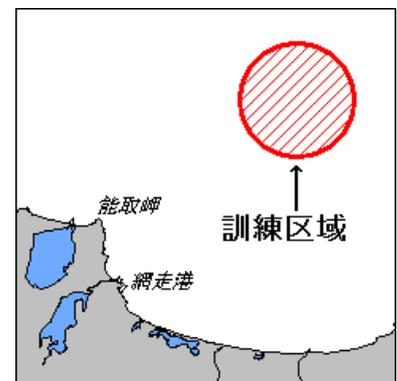
区 域 44-17.0N 144-38.5E

を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

海 図 W1039

出 所 紋別海上保安部



3年594項 北海道北岸 — 紋別港北東方 海上訓練

下記区域で、巡視船艇等による海上訓練が実施される。

期 間 令和3年10月20日(予備日 21日、22日) 1300～1400

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 45-03N 144-05E

(2) 45-00N 144-05E

(3) 45-00N 143-55E

(4) 45-03N 143-55E

備 考 信号弾を使用  
訓練中、国際信号旗「UY」旗掲揚及び紅色せん光灯を点灯

海 図 W1039

出 所 第一管区海上保安本部



3年595項 北海道北岸 — 紋別港北東方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

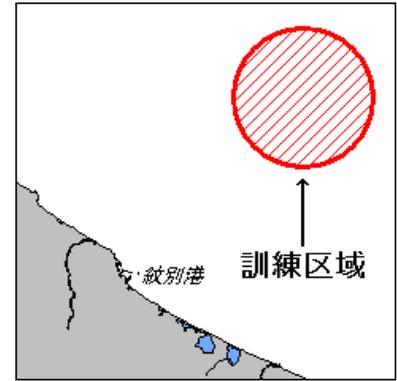
期 間 令和3年10月25日(予備日26日)0900~1700

区 域 44-33N 143-40E  
を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

海 図 W1039

出 所 紋別海上保安部



3年596項 北海道西岸 — 留萌港 灯台復旧等

一管区水路通報30年7号97項、30年9号112項、3年36号538項、3年39号577項削除

留萌港西防波堤南灯台は、下記のとおり移設及び名称等変更のうえ復旧された。

名 称 (変更前)留萌港西防波堤南仮設灯台

(変更後)留萌港西防波堤南灯台

位 置 (変更前)43-57-46.4N 141-37-21.8E

(変更後)43-57-45.5N 141-37-21.3E

光達距離 (変更前)5海里

(変更後)7.5海里

高 さ (変更前)2.5メートル

(変更後)14メートル

灯 高 (変更前)7メートル

(変更後)17メートル

備 考 仮設灯台は撤去された

海 図 W1046

参考書誌 411 0560番

出 所 留萌海上保安部



3年597項 北海道西岸 — 石狩湾港 岸壁築造工事

下記区域で、起重機船による鋼管矢板打設作業が実施されている。

期 間 令和3年10月13日~令和4年3月18日

区 域 下記5地点を結ぶ線及び海岸線で囲まれる区域

(1) 43-12-55N 141-18-00E (岸線上)

(2) 43-13-05N 141-17-48E

(3) 43-12-59N 141-17-39E

(4) 43-12-47N 141-17-54E

(5) 43-12-50N 141-17-59E (岸線上)

備 考 打設した鋼管矢板は黄色標識灯(4秒1せん)2基で標示

海 図 W7

出 所 小樽海上保安部



3年598項 北海道西岸 — 岩内港 水路測量

下記区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和3年10月18日～11月20日のうち4日間

区 域 下記3地点を結ぶ線および海岸線により囲まれる区域

(1) 42-59-16.1N 140-30-53.9E (岸線上)

(2) 42-59-15.6N 140-30-52.8E

(3) 42-59-11.2N 140-30-56.8E (岸線上)

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W39 (岩内港)

出 所 第一管区海上保安本部公示(令和3年10月12日)

